

第 48 回黒部市教育振興協議会（会議概要）

- 1 日 時 令和3年2月9日（火）午後6時53分～午後7時51分
- 2 場 所 黒部市役所 202・203 会議室
- 3 委員・市教委事務局

委 員	選出団体	事務局	職 名
谷島 傳俊	黒部市自治振興会連絡協議会	中 義文	教育長
米屋 祐治	黒部市商工会議所	鍋谷 悟	教育部長
山田美穂子	黒部市農業協同組合	高野 晋	次長・学校教育課長・学校給食センター所長
神子満美子	黒部市社会教育委員会	林 茂行	次長・生涯学習課長・ジパング推進班長
白川 正秋	黒部市体育協会	橋本 正則	スポーツ課長・フルマラソン推進班長
本島 直美	黒部市PTA連絡協議会	能登 昌幸	次長・図書館長・新図書館運営企画班長
木下 陽子	公募委員	島田 恭宏	次長・子ども支援課長（幼稚園教育担当）
茶谷 涉	黒部市小学校長会長	齊藤 誠	学校教育班長
中村 靖	黒部市中学校長会長	中湊 栄治	交流センター整備班長
		館野 敬子	学校教育課主幹
		幸林 理恵	生涯学習文化課主幹
		松平真由美	学校給食センター主幹
		前林 丈雄	学校教育課庶務係長（事務担当）

4 会議次第

- (1)開 会
- (2)教育長あいさつ
- (3)審 議（令和3年度黒部市教育の方針）
- (4)その他
- (5)閉 会

5 会議概要

●審議事項：令和3年度黒部市教育の方針の審議（内容は次ページ以降に添付）

Q 1) 全体的に、学校教育を中心に、グローバル化し過ぎている感がある。もう少し地域教育や日本の文化、伝統に関する記載を含める方がよいのではないか。

A 1) そのように検討していく。

Q 2) 『生涯学習機会の提供』（2）に「黒部市生涯学習文化スクエア『ぷらっと』」の記載があるが、これは名称なのか内容なのか分かりにくいように思える。また同箇所について、もう少し新たな取組が分かるように、記載を工夫してみてはどうか。

A 2) 同箇所(2)の①に、それらについて記載している。この「教育の方針」への記載とは別に、しっかりと市民に名称や新たな取組に関して周知活動を行っていくことを考えている。「教育の方針」ではその周知ができたものとして記載しているが、また検討したいと思う。

Q 3) 『幼稚園、学校等の円滑な運営』（3）の①に、『黒部市教育の方針』に基づくとの記載があるが、全ての項目が「教育の方針」に基づいているものであり、そういった意味ではこの記載はなくてもよいのではないか。なぜ、この箇所にだけ記載されているのか。

A 3) 「黒部市教育の方針」に記載されている項目について、全てを各所で共通して日々実行することは大変難しいが、鉛筆の持ち方等、何か1つ、2つ共通して行えるものがあるのではないかと、また、それを実行していきたいといった思いからそのような記載としている。学校教育以外の項目についてはなかなか該当しないものもあるため、記載方法については改めて検討していきたいと思う。

Q 4) 『確かな学力』(1)の④に「情報モラルを身に付け」との記載があるが、『心の教育』(1)③にも「情報モラルの育成」という記載がある。それぞれの意味合い等が異なることは理解できるが、混乱を避けるためにもできるだけ同種の言葉の記載は重複しない方がよいのではないかと。

A 4) どのような記載がよいか検討する。

Q 5) 『国際化教育』(1)について、これまで「英会話科」であった記載が、今回、「外国語科等」に変更されている。小学校では英会話科という名称で実施していないためだと思うが、中学校には「英語科」と「英会話科」があり、中でも「英語科」については、(1)に示されている「他者に配慮したコミュニケーション能力を育てる」といったことを重点としているものではないため、「外国語科等」の記載では少し相違が出てくると思われる。何か別の記載方法があればよいと思う。

A 5) 記載方法について、別途考えたい。

Q 6) 『女性活動事業の推進』(1)の①に「女性の自立した活動」との記載があるが、具体的にはどのような活動か。

A 6) 現在、生涯学習文化課では「女性団体の活動の推進」と「女性からの様々な相談を受ける相談事業」が所管している事項となっており、それらについてまとめて記載したものとなっている。分かりやすい記載ができればと思う。

Q 7) 同箇所『女性活動事業の推進』(1)の①の「女性団体」とは、女性のみで構成された団体を指すのか、又は男女混合で構成されている団体も指すのか。

A 7) 生涯学習文化課としては、「青少年団体」として男女混合で構成された団体等の活動についても所管しているが、この記載にある「女性団体」については、それとは別の、女性のみで構成された団体を指している。

Q 8) 『心の教育』(3)の③に「児童生徒がSOSを出しやすい環境」との記載があるが、SOSは非常に深刻な状況というイメージがあるため、「相談しやすい」等の記載に変更してはどうか。

A 8) この記載については、文部科学省より提示されている「SOSの出し方教育」を踏まえ、子どもたちが周りの大人に自分の困っていることなどの思いを伝えていくとともに、友達が困っていることについても伝えてほしいと考えており、自身の思いをしっかりと発信してほしいという観点からこのような記載としている。

Q 9) 『市民文化活動の推進』(2)の①について、「市民が、自発的に新しい創作活動ができるよう～」との記載があるが、この記載では「市民」が主語となってしまう、意味が紛らわしくなるため、「市民が自発的に新しい創作活動ができるよう、～」との記載に変更してはどうか。

A 9) 記載を変更する。

Q 10) 『健やかな子どもの育成とスポーツの充実』について、まず、(1)の①に「運動し体を動かすこと」との記載があるが、言い換えれば「運動すること」であると思われる。そして、(2)の①に「中学運動部」との記載があるが、「中学校運動部」ではないかと思うので、両箇所の記載を変更してはどうか。

A 10) 両箇所の記載を変更する。

令和3年度黒部市教育の方針（案）

I 人間性の基礎を培う家庭教育・地域教育

1 家庭教育

(1) 家庭の教育力の向上を図る ～学習機会の提供～

- ① 子どもの人間形成の基礎を培う家庭の教育力の向上を図るため、子育て講座等の家庭教育に関する学習機会の提供に努める。

(2) 心身ともに健康な子どもを育てる ～交流活動の機会の提供～

- ① 子どもの健康な心と体を育むため、親子や地域の人々との世代間の触れ合い・交流の機会を多くするよう努める。

(3) 明るい家庭づくりをサポートする ～子育て支援体制の整備・充実～

- ① やすらぎのある明るい家庭づくりができるよう、子育て支援体制の整備・充実に努める。

2 地域教育

※「幼稚園」は、「こども園」を含む。以下同様。

(1) 子どもたちの社会性や実践力を育てる ～豊かな体験活動の推進～

- ① 生活する地域や環境に対する子どもたちの意識を高めながら、社会性や実践力を育成するため、郷土の伝統や文化、自然、人材を生かした社会体験や自然体験、ボランティア活動等の豊かな体験活動を地域ぐるみで推進する。

(2) 子育て支援機能を十分発揮できるようにする ～親と子の育ちの場の充実～

- ① 地域における幼児教育のセンター（親と子の育ちの場）としての役割を果たすため、保育所、幼稚園が、子育て支援機能を十分に発揮できるよう努める。

II 心身ともに健康で学ぶ意欲を育てる学校教育

1 幼稚園、学校等の円滑な運営

(1) 創意工夫を生かした質の高い教育活動を推進する ～実態に応じた教育課程の編成～

- ① 幼稚園、学校において、幼児・児童・生徒や家庭・地域の実態を的確に把握し、組織的・計画的にカリキュラム・マネジメントの視点を生かした質の高い教育活動を推進する。

(2) 開かれた幼稚園、学校づくりを推進する ～学校評価等の活用と連携・協働～

- ① 園評価、学校評価を生かし、市民の信頼に応える社会に開かれた幼稚園、学校づくりを推進するため、積極的に情報発信を行い、家庭や地域と連携及び協働する。

(3) 相互の交流を深める ～幼児・児童・生徒への一貫した教育の推進～

- ① 保育所、幼稚園、小学校、中学校が連携し、「黒部市教育の方針」に基づく一貫した教育を推進するため、参観や体験を通して相互の交流を深める。

2 確かな学力

- (1) 資質・能力の育成と学習習慣の確立に努める ～確かな学力の育成～
 - ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導の工夫と改善を推進する。
 - ② 「確かな学力」の育成のために、各教科や特別活動、総合的な学習の時間において、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度の育成を図るとともに、一人ひとりに応じた指導の充実に努める。
 - ③ 授業と家庭学習の内容を連動させながら、課題の与え方を工夫し、学習習慣の確立に努める。
 - ④ 情報モラルを身に付け、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な情報活用能力の育成に努める。
- (2) 論理的な思考力や伝え合う能力を育てる ～言語活動の充実～
 - ① 論理的に思考して表現する能力や、互いの考えや立場を尊重して伝え合う能力を育成するために、各教科等の特質に応じた言語活動を充実する。
- (3) 1時間の授業を充実させる ～ガイダンスとカウンセリングの充実による「分かる」「できる」授業の推進～
 - ① 学習のねらいと学習課題、学習活動、評価規準の整合性を図る。その上で、学習課題の提示、書いて考える活動、考えを言葉で伝え合う活動、学習の成果の確認・評価を工夫し、「分かる」「できる」授業を推進する。
 - ② 集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人ひとりが抱える課題に個別に対応するカウンセリングの双方からの指導を充実する。
 - ③ 学習課題に対して指示された条件を満たして解決していこうとする意欲や能力面を意識した指導を充実する。
 - ④ コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段のほか、新聞、視聴覚教材や教育機器等、教材・教具の適切な活用を図り、児童生徒の主体的な学びの充実に努める。
- (4) 児童生徒が安心して参加できる授業づくりに努める ～生徒指導の機能の充実と学習規律の確立～
 - ① 教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくり、自己選択や自己決定を促すという面での生徒指導の機能を生かす。
 - ② 鉛筆の持ち方、情報端末やノートの使い方、返事、発言の仕方、聞き方、話合いの仕方、学習時の姿勢等、技能面や態度面を意識した学習規律の確立に努める。

3 国際化教育

- (1) 他者に配慮したコミュニケーション能力を育てる ～外国語科等と日常的な英語活動の充実～
 - ① 英語による総合的なコミュニケーション能力を育成するため、英語を楽しみながら相手を理解し、自分を表現する外国語科等と日常的な英語活動の一層の充実に努める。
- (2) 魅力的な教育プログラムを実施する ～英語に対する学習意欲の向上～
 - ① 海外姉妹都市との連携事業や英語サマーキャンプ等、魅力的で実践的な教育プログラムを充実することにより、児童生徒の英語に対する学習意欲の向上を図る。
- (3) 自他の文化を尊重し、共生する態度を育てる ～地域ぐるみによる国際化教育の推進～
 - ① 日本や郷土の文化・伝統を尊重するとともに、様々な文化をもつ人々と共生する態度や資質を育てるため、地域ぐるみで国際化教育、帰国児童生徒・外国人児童生徒教育を推進する。

4 特別支援教育

- (1) 教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進する ～支援体制の充実と関係機関との連携～

- ① 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する教育を推進するため、合理的配慮について子どもや保護者と合意形成を図るとともに、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすための校内支援体制の充実を図る。
- ② 適応指導教室やいかわ総合支援学校等の関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を充実する。

(2) 特別支援教育の視点を生かす ～学校運営、学年・学級経営と授業づくり～

- ① 学習の見通しをもたせる、分かりやすい言葉で短く話す、学習内容の理解を視覚的な支援を用いてサポートするなどの配慮を意識する。支援を必要とする子どもへのこれらの配慮は、すべての子どもに対して効果的であるという視点をもち、学校運営、学年・学級経営及び授業づくりに生かす。

5 心の教育

(1) 教育活動全体で「心の教育」を推進する ～豊かな人間性の育成～

- ① 児童生徒に「道徳的な判断力・心情・実践意欲と態度」を育てるために、道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」（道徳科）の授業についての研修を一層深め、「考える道徳」「議論する道徳」の授業への質的転換を図る。
- ② 生命を大切にし、感動する心をもった豊かな人間性を育むため、よりよい生き方を追求する道徳教育や自然に親しむ体験活動の充実を図るなど、教育活動全体を通して「心の教育」を推進する。
- ③ 情報化社会の進展に合わせ、道徳的な観点からもより一層の情報モラルの育成に努める。

(2) 心と態度を育てる ～自己有用感・人間関係を構築する力・自律心・不とう不屈の精神の育成～

- ① 幼児・児童・生徒の自己有用感を高める。
- ② 望ましい人間関係を築こうとする態度や自律心の育成を図る。
- ③ 最後までやり遂げようとする心と態度の育成を図る。

(3) いじめや不登校等を生まない、見逃さない学校(園)運営に努める ～行動の一元化とチーム支援～

- ① いじめや暴力行為、非行等の問題行動や不登校児童生徒を生まない、見逃さない環境（人的・物的）づくりと教育相談体制の整備・拡充に努める。
- ② 幼児・児童・生徒及び教職員の「自分も相手も大切にする」「差別をしない」という人権意識の高揚に取り組む。
- ③ 幼児・児童・生徒を複数の視点で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さないようにするとともに、児童生徒がSOSを出しやすい環境づくりに努める。
- ④ 情報の共有と行動の一元化に向けてケース会議や学校いじめ対策組織による対策会議を計画的に開催し、チームによる支援を充実する。
- ⑤ 適応指導教室や特別支援教室の運営及び関係機関との連携を推進することにより、児童生徒の自己実現を図る。

6 読書活動

(1) 豊かな感性や創造性を育てる ～市立図書館と連携した読書活動の推進～

- ① 豊かな感性や創造性を育むため、幼児・児童・生徒が読書に親しむ環境の整備に努めるとともに、市立図書館とも連携しながら、「黒部市子ども読書活動推進計画」に基づいた活動を推進する。

7 キャリア教育

(1) 自立に向け必要な基礎となる能力を育てる ～基礎的・汎用的能力の育成～

- ① 一人ひとりの児童生徒のキャリア発達を促すよう指導・支援に努め、人間関係形成能力、自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力等を育成する。
- ② 「キャリア・パスポート」を活用するなど、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する。

(2) 望ましい勤労観や職業観を育てる ～体験的な活動の充実～

- ① 児童生徒一人ひとりが自己理解を深め、主体的に進路を選択できるよう体験的な活動を充実させ、望ましい勤労観や職業観の育成に努める。

8 健康・体力

(1) 健康で豊かな生活を送る習慣の定着を図る ～心身の健康づくりの推進～

- ① 健康で豊かな生活を送る習慣の定着を図るため、給食の時間、特別活動、各教科等での食育指導、学校保健活動を通して、心身の健康づくりを推進する。
- ② 新型コロナウイルスやインフルエンザ等に対する基本的な感染症対策を実践できるよう指導するとともに、学校医等の専門家と連携した保健管理体制の構築に努める。

(2) 運動に親しむ子どもを育てる ～体力の向上～

- ① 運動に親しみながら体力の向上を図るため、体育科・保健体育科の時間を核に体育的行事、業間等の運動との関連を図った体育的諸活動の充実、家庭や地域と連携した取組を推進する。

9 安全

(1) 安全な環境をつくる ～地域ぐるみのネットワークづくりの推進～

- ① 幼稚園、学校の安全な環境づくりのため、保護者や地域住民と共に幼児・児童・生徒を守る地域ぐるみのネットワークづくりを推進する。

(2) 危険に対する判断力・対応力を育てる ～安全・防災・防犯教育の推進～

- ① 事故や災害、不審者・クマ・イノシシ対応等への幼児・児童・生徒の危険に対する的確な判断力や対応力を高めるため、安全教育（生活安全や交通安全）や防災・防犯教育を一層推進する。

10 教育環境の整備

(1) 安全・安心な環境整備に努める ～改修・改築・保守点検～

- ① 安全で安心して学習できる環境を整備するため、老朽施設の改修や改築の計画的実施に努める。
- ② 高度情報化に対応して、通信ネットワーク環境の整備、ICT機器の設備・備品の整備及び保守点検に努める。
- ③ 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染防止、熱中症等への対策として、時節や状況に応じた教室内の机の配置や換気を行うとともに、空調機器を適切に活用する。

(2) 児童生徒をたくましく育てる ～適正な学校規模の実現～

- ① 児童生徒が望ましい教育環境の中でたくましく育つように、「黒部市立小中学校再編計画」に基づき、今後の児童生徒数の見通し、通学上の安全性や遠距離通学対策等を考慮しながら、保護者及び地域の理解と協力のもと、学校規模（児童生徒数、学級数）の適正化に努める。

III 生きがいと心身の健康を支援する社会教育及びスポーツ

1 青少年の健全育成

- (1) 青少年の社会性を育てる ～多様な体験活動の場の提供～
- ① 青少年の社会性を育むため、地域において多様な体験活動の場を提供するなど、家庭・学校・地域・関係機関の連携のもとに青少年の健全育成に努める。
- (2) 自然や科学への興味・関心を育てる ～社会教育施設の有効活用～
- ① 身近な自然環境や吉田科学館を活用して、青少年期の自然や科学への興味・関心を育てる。

2 女性活動事業の推進

- (1) 女性の自立した活動を拡大する ～活動の支援と連携～
- ① 女性の自立した活動を支援するため、女性団体の組織力向上と活性化を図り各種事業を推進する。

3 生涯学習機会の提供

- (1) 全世代型の学習の場と機会を提供する ～社会教育施設の充実～
- ① 自主的・主体的に学ぶことのできる場及び機会を提供するため、市民の多様な学習ニーズに応じた各種講座の開催や、公民館及び博物館等社会教育施設の充実を図る。
- (2) 黒部市立中央公民館を「黒部市生涯学習文化スクエア『ぷらっと』」として賑わいのある施設を目指す ～生涯学習拠点としての位置付け～
- ① 従来の公民館として社会教育活動を行う施設としていた中央公民館の機能を、新たに生涯学習の拠点としての施設に位置付け、貸館利用の促進及び市民の文化的水準の向上を図る施設として活性化する。
- (3) 「(仮称)くろべ市民交流センター」を整備する ～市民交流センターの整備～
- ① 中心市街地への都市機能の立地や居住の誘導を図るため、図書館を核に生涯学習や情報の収集・発信・保存など市民の知的好奇心を満たす多機能融合施設として、「(仮称)くろべ市民交流センター」を整備する。

4 市民文化活動の推進

- (1) 芸術文化にふれる機会を増やす ～芸術文化活動の推進～
- ① 市民の芸術文化活動を推進するため、優れた芸術文化の鑑賞や親しむことができる機会を増やす。
- (2) 自発的に創作活動ができるようにする ～芸術文化活動の支援～
- ① 市民が、自発的に新しい創作活動ができるよう芸術文化活動の支援・育成に努める。
- (3) 美術館、吉田科学館の企画事業の充実を図る ～芸術文化・科学教育の充実～
- ① 市民の芸術文化の振興、科学教育の普及のため、美術館及び吉田科学館の企画事業の更なる充実を図る。

5 文化遺産及び自然遺産の保護活用

- (1) 郷土愛の醸成と高揚を図る ～保存・伝承活動の支援、地域文化の普及～
- ① 地域の伝統文化による郷土愛の醸成や高揚を図るため、芸能・伝統行事の保存・伝承活動を支援する。また、文化財の保護・調査研究、市民への地域文化の普及に努める。
- (2) 立山黒部ジオパーク事業を推進する ～世界認定に向けた取組の推進～

- ① 富山県東部に広がる多様で豊かな自然を保護・保全し、多彩な文化を継承するとともに、その活用を図り地域の継続的な発展につながる事業を推進する。

6 「市民ひとり1スポーツ」の推進

- (1) 市民がスポーツに親しむことができるようにする ～スポーツ機会の充実～

- ① 市民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに応じて、多様なスポーツに主体的かつ継続的に親しむことができるようにするため、市体育協会や地区体育協会と協働し、地域との連携を図りながらスポーツ機会の充実を図る。

- (2) 地域住民主体のスポーツ活動を推進する ～地域力の醸成～

- ① 地域住民が主体となったスポーツ活動を推進するために、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブの活動を通じて地域力の醸成を図り、「市民ひとり1スポーツ」の更なる定着に努める。

7 スポーツ施設の整備・充実

- (1) スポーツ施設の整備と利便性の向上を図る ～スポーツ施設の充実～

- ① 気軽にスポーツを楽しむことができるよう施設や備品の整備並びに長寿命化を計画的に進めるとともに、身近で利用しやすい施設となるよう利便性の向上及び安全管理の強化を図る。

8 競技力の向上

- (1) 全国レベルで活躍する選手を育てる ～支援体制の充実～

- ① 優秀なクラブチームや全国・ブロック大会で活躍する選手を育成するための支援を行う。

- (2) 各種競技力の向上を図る ～クラブチームとの連携・支援体制の強化～

- ① 市体育協会が中心となり各競技協会や地区協会の活動を支援することで、クラブチームとの連携・支援体制を強化し、富山県民体育大会において上位を目指すための各種競技力の向上を図る。
- ② 意欲ある中学生への支援策として、競技協会を主体としたクラブ創設を促し、部活動以外の活動組織の拡大と競技力の向上を目指す。併せて、小学生への支援策についても、中学生への支援策につながる取組を図る。

9 スポーツを通じた地域振興

- (1) 生涯スポーツ社会の実現を図る ～全国レベルのプレー観戦の場の提供～

- ① 生涯を通じて豊かなスポーツライフを送ることができる生涯スポーツ社会の実現を図るため、全国規模の各種大会を開催し、全国トップレベルのプレー観戦の場を市民に提供することにより、競技力向上に寄与するとともに、スポーツに対する興味・関心を高める。

- (2) スポーツを通じて地域の活性化を図る ～スポーツによる本市のPR～

- ① 黒部市を訪れた選手・観客に本市の素晴らしさをPRするため、カーター記念黒部名水マラソンの開催、東京2020オリンピック・アーチェリー競技インド代表事前キャンプの受入や聖火リレーの実施、及び優秀スポーツクラブへの支援をはじめ、各種スポーツを通じて地域の活性化を図る。

10 健やかな子どもの育成とスポーツの充実

- (1) 体力の向上、運動の習慣化を推進する ～運動・スポーツの好きな子どもの育成～

- ① 運動し体を動かすことや各種競技等のスポーツに、意欲的に取り組む子どもを育成するため、保育所、幼稚園、学校、地域、家庭、関係機関と連携し、子どもの体力向上を図る。

(2) 発育期の運動器障害の発症予防と早期発見による児童生徒の健全な育成を図る ～子どものスポーツ障害防止策の充実～

- ① 過度のトレーニング等によって、スポーツ活動を断念することがないように、中学運動部、スポーツクラブ、スポーツ少年団及び市民病院と連携したスポーツ障害防止策を講じる。